
菊池市ごみ分別アプリ構築業務

業務説明書

(公募型プロポーザル方式)

令和2年1月6日

菊池市

目次

第1章 概要

1.1実施目的	1
1.2業務の内容等	1
1.3公募型プロポーザル参加事業者	1
1.4提案価格	2
1.5参加要件	2
1.6プロポーザル実施スケジュール	3
1.7 担当窓口（問い合わせ先）	3

第2章 選定方法及び契約方法

2.1選定方法	4
2.2審査及び評価対象	4
2.3選定結果の通知	5
2.4選定結果の公表	5

第3章 提出書類

3.1提出書類	5
3.2技術提案書の記載要領	6
3.3 見積書の記載要領	6

第4章 プレゼンテーション

4.1 プレゼンテーション	7
---------------	---

第5章 契約

5.1 業務委託契約の締結	7
---------------	---

第6章 その他

6.1その他事項	8
6.2遵守事項	8
6.3 配布資料	8

第1章 概要

1.1 実施目的

本書は、菊池市ごみ分別アプリ構築業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

提案者は、本業務説明書を踏まえ、参加表明書、技術提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、本業務説明書と併せて配布する菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係る仕様要件及び技術提案依頼書、その他の書類等を含めて、以下「業務説明書等」とする。

1.2 業務の内容等

(1) 委託番号 令元環委第4号

委託名 令和元年度～令和6年度菊池市ごみ分別アプリ構築業務委託

(2) 業務仕様詳細

「菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係る仕様要件及び技術提案依頼書」

(3) 委託期間

構築期間：契約締結日の翌日から令和2年2月29日

運用開始：令和2年3月1日から

運用期間：令和2年3月1日から60ヶ月

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、この契約の変更又は解除について、市及び受託者と協議を行うものとする。

構築期間の経費と運用期間の経費（保守経費及びランニングコスト）については、それぞれ個別に契約するものとする。運用期間の経費については漏れの無いように注意すること。

運用期間の経費についても、本構築業務の選定上の価格評価に含めるものとする。

なお、受託者の構築スケジュールと、本市の予定する構築スケジュールに差異がある場合は、双方協議により委託期間の変更等は有り得るものとする。

1.3 公募型プロポーザル参加事業者

「1.5 参加要件」に基づき、公募型プロポーザルによる随意契約。

1.4 提案価格

本業務は、令和2年2月上旬（予定）に契約を締結するとともに、運用開始から5年間の長期継続契約とし、予定価格は税込で1,540,000円（税抜1,400,000円）とする。

金額内訳

- | | |
|------------------------------|--------------|
| ① アプリ構築に係る経費 | 200 千円（税抜） |
| ② 運用保守、ソフトウェア使用料等に係る経費（60ヶ月） | 1,200 千円（税抜） |

※長期継続契約とするため支払条件は、①は構築完了時の一括払い、②は60回払いとする。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴うものであることとし、パッケージソフトを活用又は改修等に必要な費用を含めた上で見積書に記載すること。

提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

契約に必要となる正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

1.5 参加要件

本プロポーザルへの応募を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- （1）過去5年間に於いて、他の自治体における同種又は類似業務を行った実績を有すること。
（同種又は類似業務の例）
・自治体向けごみ分別アプリ等
- （2）法人格を有していること。構築期間中及び運用期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能である体制をもつ事業者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （5）公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- （6）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例施行規則第3条の規定に該当する者でないこと。
- （7）本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- （8）国税、都道府県税及び市区町村税の未納がないこと。

1.6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合がありますので、その場合は事前に連絡する。

イベント期間又は期限

(1) 公告期間（業務説明書等の配布等）

令和2年1月6日（月）から令和2年1月22日（水）午後5時まで

(2) 参加表明書、技術提案書及び関連書類提出（指定日以前は提出不可）

令和2年1月6日（月）から令和2年1月22日（水）午後5時まで

提出場所：菊池市役所1階 市民環境部環境課

※書類提出後に途中辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 質問

質問がある場合は、以下の対応とする。

ア 提出書類：質問書（様式8）

イ 提出期限：令和2年1月15日（水）午後5時までとし、随時、受け付ける。

ウ 提出方法：電子メールによる。（電話・ファックスによる質問は受け付けない。）
必ず電話でメール着信の確認を行うこと。

エ 提出先：「1.7 担当窓口（問い合わせ先）」と同じ。

オ 回答方法：最終回答は、令和2年1月17日（金）午後5時までに全ての参加申込者宛てに電子メールにて行う。個別回答は行わない。

(4) 書類審査（第1次審査）

令和2年1月23日（木）

可否については、令和2年1月24日（金）までにメール等にて通知する。

(5) プレゼンテーション（第2次審査）

令和2年1月29日（水）

実施場所：菊池市役所内会議室

開始時刻及び実施場所は、令和2年1月24日（金）までにメール等にて通知する。

なお、第1次審査合格者にのみ、合格通知とともに開始時刻及び実施場所を通知する。

(6) 選定結果通知書発送（予定）

令和2年1月31日（金）

1.7 担当窓口（問い合わせ先）

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

菊池市市民環境部環境課廃棄物対策係（菊池市役所本庁舎1階）

TEL：0968-25-7217

E-Mail：kankyou@city.kikuchi.lg.jp

第2章 選定方法及び契約方法

2.1 選定方法

本プロポーザルにおける受託業者の特定は、菊池市ごみ分別アプリ構築業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会の委員は、本市職員6名で構成する。

選定委員会は、菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係る仕様要件及び技術提案依頼書に基づいて提出された技術提案書類一式及びプレゼンテーションの内容及び価格について、審査、評価を行う。

選定委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を、アプリ構築に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、選定委員会において定める。なお、採点の方法や内容についての問合せには一切応じない。

2.2 審査及び評価対象

技術提案書に係るプレゼンテーション等を実施した後、下記の審査、評価項目により評価を行い、評価点数（各委員の評価点の合計点数）の最も高い提案者を優先契約候補事業者として選定する。なお、単独応募であっても採点を行うこととする。

ただし、価格点を除く採点結果の合計点が配点の60%未満の場合、全体の採点結果の合計点が配点の50%未満の場合のいずれかに該当する場合は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者とはしない。

(1) 業務実施全般

本アプリ構築業務全般について、総合的な審査・評価を行う。

(2) 技術提案書、プレゼンテーション

本アプリに求める機能について、技術提案書（任意様式）へ記載された内容及びプレゼンテーションにより、審査・評価を行う。

(3) 保守・運用

本アプリの保守・運用等について審査・評価を行う。

(4) 価格評価

提出された見積書に基づいて審査・評価を行う。

審査、評価項目		選定基準
(1)	業務実施全般	総合的に優れた提案内容であるか。なお、本市が求める仕様書要件以外で、貴社の特性を活かした提案等があれば示すこと。
(2)	デザイン・操作性	幅広い年齢層に対して、見やすさやアクセシビリティを考慮したものになっているか
	収集日カレンダー	地区別のごみ収集日程を容易に確認できる仕組みとなっているか
	ごみ分別辞典	50音順索引等により分別区分や出し方を容易に検索できる仕組みとなっているか

(2)	外国人への対応	外国人がごみ収集日程や分別区分等を容易に確認できる仕組みとなっているか
	処理施設一覧	ごみ種別ごとの処理施設情報等を容易に確認できる仕組みとなっているか
	問合せ先一覧	ごみの分別に関する問合せ先情報等を容易に確認できる仕組みとなっているか
	関連業者一覧	本市許可業者のほか、必要に応じた廃棄物処理関連業者等の情報を容易に確認できる仕組みとなっているか
	お知らせ PUSH 通知	市からの各種お知らせ(緊急時・災害時のごみ収集に関する情報等を含む)を効果的に通知できる仕組みとなっているか
	地域設定・アラート通知	地域設定を容易に行える仕組みとなっているか アラート機能による事前通知ができる仕組みとなっているか
	よくある質問	よくある質問及びその回答を容易に検索できる仕組みとなっているか
(3)	保守・運用	データ更新などの運用作業が効率的に行える仕組みとなっているか
	集計機能	各種集計作業を容易に行える仕組みとなっているか
	セキュリティ対策	可用性、完全性、機密性に配慮したものとなっているか
(4)	価格点	提案価格の額

2.3 選定結果の通知

本プロポーザルに参加した事業者のうち、優先契約候補事業者については、「選定結果通知書」を送付する。それ以外の事業者については、電子メールにより選定結果を通知する。

なお、特定されなかった事業者は、特定されなかった理由について、書面にて説明を求めることができる。(任意様式。ただし、規格はA4版とする。)

説明を求めることができる期間及び回答する期間については、選定結果通知で明らかにする。

2.4 選定結果の公表

選定結果の通知後、市ホームページ等において結果を公表する。公表内容は次のとおりとする。

①優先契約候補事業者名及び評価点

第3章 提出書類

3.1 提出書類

(1) 提出書類

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 技術提案書 (任意様式)
- ③ 誓約書 (様式2)
- ④ 会社概要 (様式3)
- ⑤ 業務経歴書 (様式4)
- ⑥ 業務実施体制 (様式5)

- ⑦ 見積書（様式6）
- ⑧ 内訳書（様式7）
- ⑨ 登記事項証明書（法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）
- ⑩ 未納がない証明書（国税・都道府県税・市区町村税）
- ⑪ 財務諸表（過去2年分の貸借対照表及び損益計算書）

※⑨については、令和元年・2年度菊池市委託業務入札参加者資格申請を行っている者については、提出を省略することができる。

- (2) 提出部数：各7部（7部のうち6部は複写可）
- (3) 提出先：「1.7 担当窓口（問い合わせ先）」と同じ。
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

3.1.1 その他の提出資料

書類提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

※提出期限：令和2年1月22日（水）午後5時まで

3.2 技術提案書の記載要領

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、技術提案依頼書に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格A4版の用紙を用いて両面印刷とすること。ただし、グラフや表など、その性質上やむを得ない場合はA3版も可とする。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 技術提案書の総ページ数は、10ページ以内とすること。なお、中表紙を使用する場合は、中表紙は総ページ数には含めない。

3.3 見積書の記載要領

(1) 記載内容

構築期間中に要する費用、運用期間中に要する費用（5年間の費用）を記載すること。なお、見積金額の内訳については、各費用が分かるようにした上、内訳書（様式7）にて別途提出すること。（“一式”など一括金額を計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと。）

(2) 消費税について

消費税及び地方消費税相当額は、100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）。

なお、税制の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算した額とする。

第4章 プレゼンテーション

4.1 プレゼンテーション

第1次審査合格者には、「プレゼンテーション」の実施についての案内を通知する。
提案者1社につき、概ね30分を割り当てるので、以下の内容にて実施すること。

(1) 期日：令和2年1月29日（水）

※提案者多数の場合には、日程を調整する場合がある。

(2) 場所：菊池市役所内会議室（参加者に対し別途通知する）

時間：① プレゼンテーション・デモンストレーション（20分以内）

② 質疑応答（概ね10分）

(3) 留意事項

① プレゼンテーション及びデモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という。）で提案者が説明する内容は、技術提案書にて提示した内容であること。

② プレゼンテーション等に使用する機材等（プロジェクター、スクリーン以外）は、当日提案者が手配すること。（本市プロジェクター：CASIO XJ-A141 HDMI接続）

③ プレゼンテーション等は、構築時の従事者のうちで中心的な役割を担う者が実施すること。

④ デモンストレーションの内容は、ごみ分別アプリ機能について披露すること。

第5章 契約

5.1 業務委託契約の締結

契約は以下の条件で行うものとする。

(1) 技術提案作業の過程で本市が得た情報等については、一切の権利が本市にあるものとする。

(2) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「1.5参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。

(3) 本業務の受託者は、菊池市会計規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第57条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合を除く。）

(4) 随意契約による契約を行うにあたっては、菊池市会計規則等に基づくものとする。

第6章 その他

6.1 その他事項

- (1) 技術提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。また、菊池市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本案件期間中に「1.5 参加要件」に抵触するに至った場合
 - ② 予定価格を超える提案を行った場合
 - ③ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
 - ④ 本業務説明書に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - ⑤ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - ⑥ 一事業者で複数の提案をした場合
 - ⑦ その他業務説明書の条件に一致しない技術提案の場合
 - ⑧ 法令並びに菊池市個人情報保護条例等、菊池市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ⑨ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ⑩ プレゼンテーション等に欠席した場合
 - ⑪ 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 期限後あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (7) 本プロポーザル期間中に、菊池市が要請する来庁（技術提案書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、菊池市職員に対する本プロポーザルに係る接触は一切禁止する。

6.2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

6.3 配布資料

- (1) 業務説明書関係
 - ① 菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係るプロポーザル業務説明書
 - ② 菊池市ごみ分別アプリ構築業務に係る仕様要件及び技術提案依頼書

(2) 様式関係

- ① 参加表明書 (様式 1)
- ② 技術提案書 (任意様式)
- ③ 誓約書 (様式 2)
- ④ 会社概要 (様式 3)
- ⑤ 業務経歴書 (様式 4)
- ⑥ 業務実施体制 (様式 5)
- ⑦ 見積書 (様式 6)
- ⑧ 内訳書 (様式 7)
- ⑨ 登記事項証明書 (法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」)
- ⑩ 未納がない証明書 (国税・都道府県税・市区町村税)
- ⑪ 財務諸表 (過去 2 年分の貸借対照表及び損益計算書)
- ⑫ 質問書 (様式 8)
- ⑬ 辞退届 (任意様式)